

○鋸南町木造住宅耐震診断費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震に対して倒壊等の危険性の高い木造住宅の耐震性の向上を図る目的で自己の所有する木造住宅の耐震診断を行おうとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、鋸南町補助金等交付規則（昭和51年鋸南町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 柱、梁その他の主要構造部が木材の在来軸組構法によって建築された一戸建て住宅及び併用住宅（居住の用に供する部分の床面積が、当該木造住宅の延べ床面積の2分の1以上のもの）をいう。
- (2) 木造住宅耐震診断士 一般社団法人千葉県建築士会（昭和33年12月10日に一般社団法人千葉県建築士会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）安房支部又は社団法人千葉県建築士事務所協会安房支部に所属する会員であつて、千葉県が開催する既存の木造住宅の耐震診断及び改修に関する講習会又はこれと同等と町長が認める講習会の講習修了者を掲載した名簿に登録された者をいう。
- (3) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく方法その他これと同等と認められる方法により地震に対する安全性を評価することをいう。

(補助対象となる木造住宅)

第3条 補助金の交付対象となる木造住宅は、次の各号に掲げるすべての要件を満たすものとする。

- (1) 町内に存する木造住宅であること。
- (2) この要綱に基づく補助金の交付を受けた住宅でないこと。
- (3) 昭和56年5月31日以前に建築又は着工された住宅で、一戸建て住宅又は併用住宅であること。
- (4) 地上階数が2以下であること。
- (5) 「誰でもできるわが家の耐震診断」（国土交通省住宅局監修・一般財団法人日本建築防災協会発行）に基づく診断の結果、評点合計が9点以下の住宅であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、木造住宅耐震診断を実施する者であって、次の各号に掲げるすべての要件を満たすもの（一の木造住宅を所有する者が2人以上いる場合にあつては、その者らが代表者として選任した者に限る。）とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本町の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 木造住宅を所有し、かつ居住していること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助対象経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、木造住宅耐震診断の実施に関する契約の締結後、耐震診断を実施する前までに鋸南町木造住宅耐震診断費補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 木造住宅耐震診断実施計画書（別記第2号様式）
- (2) 住民票の写し
- (3) 木造住宅に係る登記事項証明書その他の木造住宅の所有者及び建築年月日を証する書類
- (4) 木造住宅耐震診断の実施に関する契約書の写し
- (5) 木造住宅の平面図、付近見取図
- (6) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及びその額を決定するものとする。

2 前項の規定による決定をしたときは、鋸南町木造住宅耐震診断費補助金交付（不交付）決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 前条の規定により補助金の交付の決定通知を受領した場合において、第6条の規定による補助金の交付を申請した内容を変更しようとする場合には、町長の承認を受けること。

- (2) 木造住宅耐震診断を中止する場合においては、町長の承認を受けること。
- (3) 木造住宅耐震診断が予定の期間内に完了しない場合又は木造住宅耐震診断の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告し、その指示を受けること。
- (4) その他町長が必要と認める条件

(変更承認申請)

第9条 前条第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、木造住宅耐震診断費補助金変更（中止）承認申請書（別記第4号様式）に第6条各号に掲げる書類のうち変更に係る書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請内容を審査の上、変更の承認の可否を決定し、承認することとしたときは木造住宅耐震診断費補助金交付変更通知書（別記第5号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、木造住宅耐震診断の完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付の決定に係る年度の3月31日のいずれか早い期日までに鋸南町木造住宅耐震診断費補助金実績報告書（別記第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- (1) 木造住宅耐震診断結果報告書その他の成果品
- (2) 木造住宅耐震診断に要した費用の領収書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第11条 補助金の額の確定は、鋸南町木造住宅耐震診断費補助金交付確定通知書（別記第7号様式）により行うものとする。

(交付の請求)

第12条 補助金の額の確定通知を受けた者は鋸南町木造住宅耐震診断費補助金交付請求書（別記第8号様式）を町長に提出しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成26年9月12日鋸南町告示第48号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年3月10日鋸南町告示第3号）

この告示は、平成28年3月31日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助金の額
木造住宅耐震診断に要する費用（延べ床面積（併用住宅にあつては、居住の用に供する部分の延べ床面積）に1平方メートル当たり1,000円を乗じて得た額又は、実際に耐震診断に要した経費の額のいずれか低い額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を限度とする。）	補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額が80,000円を超えるときは、80,000円とする。